

一人親方の皆様へ

労災保険特別加入制度に加入しませんか

**従業員が
いなくても
労災保険に
入れます！**

五日市商工会
一人親方労災保険組合

佐伯区五日市中央4-15-3 TEL/082-923-4138

FAX/082-923-2994

労災保険は従業員の仕事中、通勤中の事故には適用されますが、事業主には適用されません。しかし、特別加入をすれば事業主も労災保険の適用を受けることができます。

五日市商工会一人親方労災保険組合は五日市商工会を母体として平成20年4月に広島労働局の認可のもと設立した保険組合で、扱っている労災保険の特別加入制度は、従業員を雇用しないで建設事業を営んでいる事業主が対象となります。

加入条件について

業種が建設業であること。

従業員（アルバイトも含む）を雇用していないこと。

五日市商工会の会員であること。もしくは会員になれる方。

当一人親方労災保険組合への報告義務、保険料納付義務を遵守できる方。

口座振替で保険料を納付していただくため、組合指定の金融機関に口座を設けていること。もしくは設けることができる方。

加入手続きについて

組合所定の入会申込書一式と口座振替依頼書に必要事項を記入・押印し、初回分の保険料を添えて申し込んでいただきます。

保険料について

保険料納付は原則として組合指定の金融機関での口座引き落としとなります。

ただし、加入時（初回）は現金で納付していただきます。

保険料の納付回数は年1回払いと3回払いが選択できます。

1回払いの場合（口座引落日）・・・3月15日

3回払いの場合（口座引落日）・・・3月15日, 7月15日, 11月15日

口座引落
金融機関

広島銀行・もみじ銀行・広島信用金庫

上記の各支店

年度途中において、加入した場合や退会した場合には当該年度内の加入月数（1ヶ月未満の端数は1ヶ月とします）に応じた保険料を算定します。

五日市商工会一人親方労災保険組合保険料及び事務手数料表 (円)

給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 B=A × 365日	年間保険料 C保険料率19/1000	年間事務手数料 D	年間合計額 C+D
20,000	7,300,000	138,700	7,435	146,135
18,000	6,570,000	124,830	6,741	131,571
16,000	5,840,000	110,960	6,048	117,008
14,000	5,100,000	97,090	10,209	107,299
12,000	4,380,000	83,220	8,822	92,042
10,000	3,650,000	69,350	7,435	76,785
9,000	3,285,000	62,415	6,741	69,156
8,000	2,920,000	55,480	6,048	61,528
7,000	2,555,000	48,545	5,354	53,899
6,000	2,190,000	41,610	4,661	46,271
5,000	1,825,000	34,675	3,967	38,642
4,000	1,460,000	27,740	4,661	32,401
3,500	1,277,500	24,272	4,140	28,412

- A：給付基礎日額** 保険料・休業補償等の額を決定するための基礎となります。
- B：保険料算定基礎額** 4月1日～3月31日を補償対象としますので、給付基礎日額(A)に365日を乗じます。
- C：年間保険料** 保険料算定基礎額(B)に、建設事業の料率(19/1000)を乗ずることで保険料が算出されます。

一人親方労災保険組合委託手数料区分

労災保険組年年間事務手数料(保険料概算額による)	
10,000円未満	その額の20%
10,000円以上30,000円未満	その額の15%
30,000円以上100,000円未満	その額の10%
100,000円以上	その額の5%
特別加入者1名につき年額	500円

労災保険料算出例

上記一人親方労災保険料及び事務手数料表参照

給付基礎日額3,500円の場合

労災保険料(C) 24,272円(年間)
 組合事務手数料(D) 4,140円(年間)

合計 28,412円

保険給付の内容

労働保険に加入する事により、次の各種補償を受けることができます。

- ・療養補償給付・・・療養に必要な治療費は完治するまで全額無料です。
- ・休業補償給付・・・休業4日目から休業1日につき「給付基礎日額」の80%（休業特別支給金含む）相当額が支給されます。
- ・障害補償給付・・・後遺症が残った場合、その程度に応じて年金または一時金が支給されます。
- ・傷病補償年金・・・療養開始後1年6ヶ月が経過しても完治しない、または傷病等級に該当する場合は、程度に応じて年金または一時金が支給されます。
- ・遺族補償給付・・・死亡した場合は、遺族年金または遺族一時金が支給されます。
- ・埋葬料・・・死亡した方の葬祭を行う場合に支給されます。

加入時に健康診断が必要な方

一人親方労災保険特別加入制度に加入希望の方で、下記の業務の種類に応じて、それぞれの従事期間を超えて当該業務を行ったことがある場合は、加入申請の際に健康診断を受ける必要があります。

業務の種類	その業務に従事した期間	実施すべき健康診断
粉塵作業を行う業務	3年	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1年	振動障害健康診断
鉛業務	6ヶ月	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6ヶ月	有機溶剤中毒健康診断

五日市商工会 年会費について

個人会費 年会費 ¥10,000
 加入金 ¥3,000

法人会費 年会費 ¥15,000
 加入金 ¥5,000

加入金は初回のみ頂きます。

会費・加入金は、経理上損金として処理できます。

五日市商工会

～ 自営業者を応援します～

【主な業務】

経営・労務・税務・記帳相談
金融相談（マル経融資、リーグ保証等）
研修・講演会の開催、会館利用
その他、経営に関することなら！

〒731-5128

佐伯区五日市中央4丁目15-3

TEL (082) 923-4138

FAX (082) 923-2994